

# 衆議院法務委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 5 月 22 日（金）、第 10 回の委員会が開かれました。

## 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・森法務大臣、宮崎法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）階猛君（立国社）、逢坂誠二君（立国社）、山尾志桜里君（立国社）、日吉雄太君（立国社）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 階猛君（立国社）

黒川東京高等検察庁検事長の不祥事

- ア 黒川検事長の辞任の閣議決定における法務大臣の署名の有無
- イ 辞任の閣議請議を行ったのは法務大臣か否かの確認
- ウ 黒川検事長の後任がすぐに見つかる予定か否かについての法務大臣の見解
- エ 公認がすぐに見つかるのであれば、1月に黒川検事長の勤務延長を認める必要性はなかったとの意見に対する法務大臣の見解
- オ 1月当時の黒川検事長の勤務延長の判断の妥当性
- カ 黒川検事長が賭け麻雀の習癖を持っていると知っていた場合には勤務延長を認めなかったのではないかと考えに対する法務大臣の見解
- キ 黒川東京高等検察庁検事長に対する退職金等の支給についての法務大臣の見解
- ク 相手となった記者に接触して賭け麻雀に係る事実認定をした上で処分を決定する必要性についての法務大臣の見解
- ケ 黒川検事長の賭け麻雀の常習性の有無及びその認定方法についての法務省の見解
- コ 常習性の有無を確認した上で処分をする必要性についての法務大臣の見解
- サ 相手となった記者に裏付け調査をするといった再調査の必要性についての法務大臣の見解
- シ 再調査及び処分の見直しの必要性についての法務大臣の見解
- ス 再調査を行うことを法務大臣が約束する必要性
- セ 森法務大臣自らが責任を取って辞任をする考えの有無

### 逢坂誠二君（立国社）

黒川東京高等検察庁検事長の不祥事

- ア 森法務大臣は現時点で大臣を務める要件を欠いているため、進退伺ではなく自ら辞任をすべきとの考えに対する見解
- イ 東京高等検察庁検事長の後任者は森法務大臣が決めるのか否かの確認
- ウ 閣議請議ではなく責任を持った人事をするのが法務大臣の役割との考えに対する見解
- エ 余人をもって代え難いとして黒川検事長の定年延長を行ったにもかかわらず、後任者の人事を速やかに行うことができる根拠
- オ 業務遂行上重大な支障があるという事情は変わっていないにもかかわらず、余人をもって代え難い黒川検事長の後任者の人事を速やかに行うことができる根拠
- カ 余人をもって代え難いとして黒川検事長の勤務延長を行った責任者である森法務大臣が後任者を選定することができるのか否かの確認
- キ 1月の時点と事情が変わったのは黒川検事長の辞任だけであり、それ以外の事情が変わっていないにもかかわらず、余人をもって代え難い黒川検事長の後任者を森法務大臣が選定することができる理由

- ク 後任者を事務方の意見を聞いて選定するのであれば、1月の時点で事務方の意見を聞かなかった理由
- ケ 勤務延長を行ったがために黒川検事長の後任者を速やかに選定しなければならないという事態を引き起こした森法務大臣の責任の有無
- コ 1月の黒川検事長の勤務延長に関して余人をもって代え難いと判断したのは森法務大臣であるのか否かの確認
- サ 東京高等検察庁検事長が黒川氏でなければならないとの原案を持ってきたのは事務方か否かの確認
- シ 東京高等検察庁検事長が黒川氏でなければならないと判断した事務方に後任者の人事も話を聞いて決めるのか否かの確認及び1月の時点で黒川検事長に職務を続けさせる必要があると判断した事務方以外の別の事務方に人事の原案を上げさせなかった理由
- ス 一度人選に失敗した森法務大臣が余人をもって代え難いというところの余人を選定するのはやめた方がいいとの考えに対する見解
- セ 森法務大臣は人選の失敗について責任を取るべきとの考えに対する見解
- ソ 1月の人事で失敗をしている森法務大臣が後任者の人選を適切に行うことができるとする根拠

### 山尾志桜里君（立国社）

#### 黒川東京高等検察庁検事長の不祥事

- ア 黒川検事長が賭け麻雀を行った時間帯を個人的な時間であると評価した際に法務大臣が用いた基準
- イ 黒川検事長が賭け麻雀を行った前後の時間帯を含めて検事長という立場で取材に応じることはなかったと法務省が事実認定した事実の有無
- ウ 黒川検事長が賭け麻雀を行った時間帯が個人的な時間であると法務大臣が認識していることの確認
- エ 黒川検事長が賭け麻雀を行った時間帯が個人的な時間であるか否かについて再調査する必要性
- オ 黒川検事長を訓告とする原因となった同検事長の行動
- カ 法務省が黒川検事長を聴取した時期及び回数
- キ 産経新聞が報じた社内調査の内容について黒川検事長に事実確認を行った事実の有無及び行っていた場合における同検事長の回答
- ク 3年前から特定の記者と賭け麻雀を行っていたことやハイヤーによる送迎を受けていたことを認めているにもかかわらず黒川検事長の処分が訓告となった理由
- ケ 賭け麻雀のレートや黒川検事長の態度についての法務省の事実認定
- コ 表面的な調査にとどまり、処分も軽く、それについての説明も不十分な状況において検察の信頼を回復する方策についての法務大臣の見解
- サ 黒川検事長が行った賭け麻雀に関して賭博罪や常習賭博罪となる可罰的違法性が存在する可能性についての法務大臣の見解
- シ 辞職することで責任を取る必要性についての法務大臣の見解

### 日吉雄太君（立国社）

#### 黒川東京高等検察庁検事長の不祥事

- ア 黒川検事長の辞表提出
  - a 黒川検事長が辞表を提出した理由についての法務大臣の見解
  - b 法務大臣が慰留することなく辞任を許した理由
- イ 黒川検事長の賭け麻雀に対する処分
  - a 法務大臣が進退伺を提出するほどの問題であるにもかかわらず、訓告処分とした理由
  - b 賭け麻雀の常習性の有無
  - c 常習性がないと判断しているか否かの確認

- d 常習性を認定していないということは、常習性がないと断定したわけではないということの確認
  - e 人事院の懲戒処分の指針では賭博をした職員の標準処分例を減給又は戒告としているにもかかわらず、本件に対する処分は訓告とする根拠
  - f 人事院の指針に反し、総合的に判断して訓告処分になったことについての法務大臣の見解
  - g 本件処分は、3年前から月に数回賭け麻雀を行っていたことを考慮した上でなされたものか否かの確認
- ウ 黒川検事長のハイヤー同乗に対する処分
- a 国家公務員倫理規程に違反する行為の有無の確認
  - b 上記アの認定は、5月1日及び13日に係る調査によるものかの確認
  - c 3年間で記者が黒川検事長のためにハイヤーを手配した事実の有無の確認
- エ 法務大臣の任命責任
- a 法務大臣が責任を痛感している対象
  - b 黒川検事長に適格性があると判断した責任についての法務大臣の認識
  - c 黒川検事長に適格性があると判断した根拠となった調査の内容
  - d 黒川検事長に適格性があると判断した根拠
  - e 法務大臣が判断を間違えた要因
  - f 不適切な人物を推薦した責任についての法務大臣の認識
  - g 不適切な人物を推薦した責任を取って法務大臣が辞任する意向の有無
  - h 安倍内閣総理大臣が法務大臣の進退伺を慰留した理由についての法務大臣の認識

#### 藤野保史君（共産）

##### 黒川東京高等検察庁検事長の不祥事

- ア 内閣総理大臣に法務大臣が進退伺を提出した理由及び内閣総理大臣から慰留された理由についての法務大臣の認識
- イ 検察の信頼回復を行うのは森法務大臣でなければならないと内閣総理大臣が考えて慰留した理由についての法務大臣の認識
- ウ 内閣の解釈変更により検察官の勤務延長を行った閣議決定及び今回の検察庁法の改正の撤回を法務大臣が内閣総理大臣に働き掛ける必要性
- エ 検察庁法の改正が必要な検察官の勤務延長を閣議決定で解釈を変更して行うことは立法権の侵害であり、法の支配ではなく人の支配になるとの意見に対する法務大臣の見解
- オ 立法権及び司法権の侵害の危険性を残す勤務延長の閣議決定及び検察庁法改正案の勤務延長の特例部分を撤回する必要性についての法務大臣の認識

#### 串田誠一君（維新）

##### (1) 黒川東京高等検察庁検事長の不祥事

- ア 法務大臣が黒川検事長の辞任を受け入れたことにより、同検事長の勤務延長の理由とされていたサイバー犯罪・インターネット犯罪等の重大困難事件への対応が不可能となり、国民が当該犯罪の危機に直面することになるのではないかとこの考えに対する法務大臣の見解
- イ 法務大臣が黒川検事長の辞任を受け入れた理由
- ウ 黒川検事長の辞任により、国民がサイバー犯罪・インターネット犯罪の危機に直面することを法務大臣が是としているか否かの確認
- エ 黒川東京高等検察庁検事長の辞任により、国民がサイバー犯罪・インターネット犯罪の危機に直面すること内閣が是としているか否かの確認

##### (2) 検察官の勤務延長についての解釈変更

- ア 勤務延長が認められる場合についての基準の有無
  - イ 勤務延長が認められる場合についての基準がないのであれば解釈変更を撤回する必要性
- (3) 検察庁法改正案における検察官の勤務延長の特例規定
- ア 5月15日の衆議院内閣委員会において検察官の勤務延長の判断基準となる「内閣が定める事由」の例として法務大臣が答弁した「大型研究プロジェクト」として検察官に該当する具体例
  - イ 勤務延長を判断するに当たって「大型研究プロジェクト」に該当するか否かを確認するためには検察の捜査状況等を知る必要があることから、今後、内閣は検察の情報を収集する予定があるのではないかとの考えに対する法務省の見解
- (4) 検察官の勤務延長についての解釈変更の撤回の必要性についての法務大臣の見解

**2 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）**

- ・ 森法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・ 参考人から意見を聴取することに協議決定しました。